

二級建築士・木造建築士登録等事務業務に係る 新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した取扱いについて

令和2年4月8日

(令和6年10月1日更新)

神奈川県指定登録機関 (一社) 神奈川県建築士会

国土交通省及び神奈川県から、今般の新型コロナウイルス感染症の予防に最大限に配慮するにあたり、当分の間、郵送申請・郵送交付等の対応を行うよう通知がありました。

つきましては、(一社) 神奈川県建築士会といたしましても、感染予防に最大限配慮することとし、当分の間、当会事務局における対面による受付は極力減らすこととし、郵送による申請受付・免許交付を行うことといたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

■郵送により申請（届出）を行う場合の必要書類等

- 1 二級建築士及び木造建築士各種申請における[必要書類一式](#)
([詳細は各手続きのページをご確認ください。](#))
- 2 本人確認ができる公的な身分証明書のコピー
- 3 住民票の写し(原本)(申請における必要書類として提出された場合は必要ありません)(※1)
※住民票の写しをコピーしたものを同封すると不備となり受付できません
- 4 返信用封筒(110円切手※を貼付、受付票・控え等の返送用)

※[令和6年10月1日から郵便料金が変わりました。](#)(外部サイトリンク)

なお、1の必要書類の中で、次の書類等については、原本ではなく[コピー](#)をお送りください。

・合格通知書 ・建築士免許証又は建築士免許証明書 ・法定講習受講修了証

※1 建築士法第5条の2(住所等の届出)及び同法第8条の2(死亡等の届出及び免許の取消しの申請)は、免許交付を行わないため、3「住民票の写し」は必要ありません。

※2 申請手数料は、郵便振込(受領証の[原本](#)を同封)としてください。(振込用紙記入例)

■送付方法

【郵送にて申請する場合は、次の方法としてください。】

- ・レターパックプラス ※レターパックライトは郵便受けのため使用できません。
- ・簡易書留

【郵送にて免許を交付する場合は、次により送付します。】

※新規申請の場合、審査の結果、免許証明書を発行できない場合がありますので、郵送での交付方法は交付時に改めてご案内いたします。(郵送申請時にレターパック等を同封しないでください。)

1 必要書類

- ・本人確認ができる公的な身分証明書のコピー(申請時に提出された場合は省略)
- ・住民票の写し(原本)(申請時に提出された場合は必要ありません)
※交付通知ハガキの宛名と現在の住所が異なる場合は必要となります。
- ・交付通知はがき(郵送申請でなく、申請時に郵送交付を希望していない場合)
- ・旧免許証(新規申請、再交付を除く)
- ・免許送付用の**レターパックプラス**または**簡易書留料金の切手※を貼付した返信用封筒**
※[郵送料\(切手代金\)](#)は[こちらからご確認ください。](#)(外部サイトリンク)

※いずれの場合も送付先(住民票の写しに記載の住所地)を記入してください。

2 送付方法

- ・レターパックプラスまたは簡易書留にて、住民票の写しに記載の住所地へ送付します。

■問合せ先

(一社) 神奈川県建築士会 事務局

電話：045-201-1284 FAX：045-201-0784

E-mail：touroku@kanagawa-kentikusikai.com